

2026年(令和8年)10月23日(金曜日)

三重

高裁

封かん紙のり成分鑑定へ

名古屋高裁 毒ぶどう酒11次再審請求

三重県名張市で1961年に女性5人が毒殺された「名張毒ぶどう酒事件」の第11次再審請求で、名古屋高裁は、ぶどう酒瓶の蓋に貼られていた「封かん紙」に付着したのりの成分を、直接機械で測定する鑑定の実施を決めた。関係者への取材でわかつた。

た。

確定判決は、封かん紙の破片が見つかった公民館で、1人になる時間帯のあった奥西勝・元死刑囚(2015年に89歳で病死)が、ぶどう酒瓶に毒物を入れたと認定している。

これに対し弁護団は、真犯人が毒物を混入後、封かん紙を貼り直したと主張し、鑑定実施を求めている。

弁護団は第10次再審請求で、ぶどう酒の製造時と異なる家庭用のりの成分が封かん紙に付着していたとする科学鑑定書を新証拠として提出したが、2024年の最高裁決定は「付着物質の特定は困難」と判断していた。